

群馬県 精神保健福祉協会だより

平成27年3月10日 発行 第23号

事務局

群馬県こころの健康センター内
379-2166 前橋市野中町368番地

TEL 027-263-1166
FAX 027-261-9912



◇巻頭言

- 「精神科診療所の新しい動き」 1
「精神医療審査会に関連して」 2
「精神保健福祉法改正と
精神障害者の地域移行について」 3

◇寄稿

- 「職場のメンタルヘルス
～その動向と今後の在り方について～」 4
「精神科医が学校教育現場に
お手伝いできること」 5
◇団体会員からの近況報告 6
◇事業報告 8
◇事務局インフォメーション 13



「精神科診療所の新しい動き」

群馬県精神神経科診療所協会 会長 半田 文穂



皆さん、多機能型精神科診療所という言葉をご存知でしょうか。ご安心ください。知らなくて当然です。診療所の先生でも知らない方が多いからです。

数年前から一部の精神科の先生方が使い始めた名前です。もちろんまだ公式に定義されたものではありません。従って、おおよそこんな風に理解していただければよいのではないかでしょうか。障がいをもつ人が外来の治療だけではなく、デイケア、ワーカーなどによる相談、時に医師、看護師による訪問治療により、自らの生活を自分なりにやっていくことを可能にする診療所という感じでしょうか。

現在全国でデイケアをやっている診療所は400ほどです。そのすべてが「多機能型」を目指しているとは言えないかもしれません。しかし、最近、本来の意味での健常者との共生社会を形成すべく、障がいを持つ人たちが街中で自分なりにやっていけるよう、この多機能型の診療所を目指そう、という診療所が少しずつ増えてきています。それでも残念ながら、当群馬県でも私のところを含め数か所しかありません。

もともと精神的に問題をかかえる人は身体的に問題をかかえる人と違い、自らの病気をかかえていると同時に障がいをかかえているという現実があります。病気の治療だけの医療ではどうしても不十分ということ

になってしまいます。そのため、病気の治療とともに日常生活上の援助を必要としています。そこで私たちの援助は日常生活にまで関わっていく必要が生じるわけです。そうなりますと、なおさら、多機能型の診療所にあっても、福祉との連携を必ずといっていい位に考えていかざるを得なくなるのです。

実際、本人の経済的な基盤をどうするか。お金がないことには日常生活は成り立ちません。そのためこのことが不安定であったり、不安定になったりすると、当然本人が不安になり、病気の再燃、再発に結びつきます。そのため、私たちの支援を通して経済的な援助をはかったとしても、直接的に医療が出番となります。また、住まいをどうするか。家族と別れて一人住まいをしていくとき、また、退院後の生活を続けていくとき、どうしても本人への日常的援助が可能なグループホーム等の施設も必要となります。その際にも、そこでの適応が難しい場合には、できるだけ直接的に医療が関わっていくことが期待されるわけです。

さらには、生きがいとして働いていきたい、または、働いて自らお金を稼いでやっていきたい、という人もおります。その際も、仕事場での適応の難しい人にとっては、やはりすぐに医療とつながっていけるような環境が望まれるわけです。

このように精神的に問題をもつ人たちにとっては医療と福祉が切っても切れない関係となっていることがお分かり頂けるかと思います。

さらに言えば、その人たち病いあるいは障がいにより、いつ自分が街中での生活を続けていくのが困難な状況に陥るかわかりません。そのため一日24時間いつでも相談できる場所が必要となります。現在、その役割の多くは地域活動支援センターが担っています。そのため、多機能型の診療所はこのセンターと直接関係していることが絶対的に必要と考えられます。

そしてさらにつけるとすれば、欧米、特にイタリアのように、一時の病気の再燃、再発時に対応可能な数床のベットが整備されていることが期待されます。そのことによって、精神的に問題を持つその地域

の人たちが、健常者と街中で共生できる完璧な条件が揃うこととなると考えます。

以上、この数年診療所の新しい方向として登場してきた、多機能型の診療所についてのアウトラインをお話し致しました。ここから見えてくることは、このように多機能型の診療所が、欧米、特にイタリアのように、全国各地の「地域精神保健センター」として街中に機能していく可能性があり、機能させていきたいということです。そして、このことこそが、これまでの病院中心の医療をぬけ出し、健常者との共生社会を成り立たせるものであるといいたいのです。

もうしばらくしますと、このような多機能型診療所の考え方に対する人たちの全国的な組織がつくられます。かく申す私も、これに参加致します。

「精神医療審査会に関連して」

群馬県精神医療審査会 会長 采女 英幸



- 1 平成26年度から群馬県精神医療審査会の会長を務めさせて頂いております。多くの先生方に常日頃大変お世話になっておりますが、今後とも宜しくお願い致します。
- 2 初めに精神医療審査会について若干ご紹介いたしますと、精神医療審査会は、精神保健福祉法に基づいて、都道府県ごとに設置される独立した第三者機関で、精神障害者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保する観点から、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な機関として審査を行うことを目的としています。

具体的には、医療保護入院の届出や措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告についての審査、入院者等からの退院請求または処遇改善請求について審査するものです。群馬県は4つの合議体で組織され、平成25年度の審査実績は、入院届・定期病状報告の審査件数が総計3869件、退院請求・処遇改善請求が総計27件でした。このうち、入院届等について記載内容の誤り等何らかの指摘を受けたのは455件、退院請求等について入院形態変更となったもの4件（いずれも措置入院）です。

ご承知のように、精神保健福祉法は、平成25年に改正されました。主な改正点は、（1）保護者制

度の廃止、（2）医療保護入院における保護者の同意要件を外して、家族等のうちいづれかの者の同意を要件とする、（3）精神科病院の管理者に退院促進のための体制整備等を義務づける、（4）精神医療審査会に対し、退院等の請求ができる者として入院者本人と共に家族等を規定する等の見直しでした。

群馬県精神医療審査会では、毎月1回、2合議体で審査が行われ、1合議体につき定期病状報告等が150件～200件、退院請求等が1、2件程度審査されており、膨大な審査件数となっています。

- 3 私は弁護士の委員として審査会に関与しておりますが、少し目線を変えて、参考までに日弁連等の活動について若干ご紹介致します。日弁連及び各地の弁護士会には高齢者・障害者の権利に関する委員会があり、様々な活動を行っております。日弁連は日本司法支援センター（法テラス）に対して、精神障害者の退院請求や処遇改善等の行政手続きの代理業務を委託しています。国に先んじて制度化する趣旨で、法テラスを窓口として弁護士費用の立替等の援助をすることになっており、委託援助事業と呼ばれています。

全くの個人的意見としては、特に退院請求等について、この制度がもう少し利用されても良いのではないかと思います。一部の地域では利用されている

ようですが、法テラス群馬ではこれまで一度も利用されていないことです。

その理由としては、一般的弁護士はこの制度自体を良く知らないこと、精神医療についての難しさ等が考えられます。日弁連の前記委員会は、平成25年8月に「精神保健福祉マニュアル」を作成し、弁護士の活動の手引を作成しましたが、一般にはまだ浸透していないようです。退院請求等がなされると、私も担当委員として中立的立場で事情聴取に赴く訳ですが、仮に私が請求者の代理人であったとしたら、どのような活動ができるのだろうかと考えることも

あります。精神科の医師の協力も不可欠でしょう。

また、請求者自身に弁護士を利用（一定の要件があると思いますが）できるということが知られていないことがありますし、受け皿としての弁護士会の態勢も必ずしも十分に整備されているとは言えません。

その他、退院請求等の事情聴取の際には、離婚・遺産相続等の家族問題、債務整理、成年後見等の諸問題、時には刑事事件等が関係してくることもあります。民事法律扶助等の利用も含め、環境調整等全体について、弁護士のみならず関連諸制度とより一層強いリンクが必要ではないかと感じております。

「精神保健福祉法改正と 精神障害者の地域移行について」

群馬県健康福祉部障害政策課精神保健室 室長 津田 早百合



今年度（平成26年度）から群馬県健康福祉部障害政策課精神保健室長を拝命した津田でございます。

精神保健福祉協会会員の皆様には、日頃より群馬県の精神保健医療福祉の向上にご尽力をいただくとともに、県行政施策の推進にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成25年6月に公布され、一部を除き平成26年4月1日に施行されました。

入院医療中心から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、厚生労働大臣が精神医療の提供を確保するための指針等を新たに策定しました。

これまで保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課せられていきましたが、今回の改正により保護者制度が廃止されました。保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院について精神保健指定医1名の判定とともに、家族等のうちいずれかの者（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人）の同意が必要となりました。

また、精神科病院の管理者に、医療保護入院者に対する退院促進のため退院後生活環境相談員の選任、地域援助事業者の紹介、退院促進のための体制整備の3つの義務が課せられました。

精神医療審査会の委員については、「精神障害者の

保健又は福祉に関し学識経験を有する者」と専門性が具体化され平成28年4月1日から施行となります。

今回の法改正では、保護者制度の廃止による医療保護入院の手続きの変更により、医療現場では多くの準備を要し、関係者の皆様のご尽力により円滑に新制度へ対応いただき、深く感謝申し上げます。

今後は、医療保護入院者の退院に向けた取組をすすめることとなり、地域移行をめぐる体制整備が課題となっています。

群馬県における精神科病院の入院患者数は、平成24年6月末現在で4,676人であり、このうち約7割にあたる3,310人が在院期間が1年以上の長期入院者となっています。

精神障害者の地域生活移行については、退院後の受け皿整備（グループホームや障害福祉サービス）不足や、精神障害者を支える家族がいない、長期入院により入院者本人に退院意欲がないなどの課題があります。

障害者施策として「住まいの場」の整備では、グループホームについて、県単独を含めた補助事業を活用し整備促進に積極的に取り組んでおり、引き続き整備を進めています。また、「日中活動の場」の充実として、就労移行支援、就労継続支援事業等の日中活動系サービス事業所の整備を推進しています。

また、精神障害者施策として平成25年度から①精神障害当事者によるピアサポートにより入院患者本人へ地域移行を働きかける「ピアサポート活用事業」②県内精神科病院1箇所を選定し、概ね60歳以上の高

齢入院患者を対象とした「高齢入院患者退院支援事業」を実施しております。平成27年度からは、新規事業として精神科病院における退院支援体制強化事業により長期在院者の地域移行を推進することとしています。

県では、精神障害者の方々が、退院後も住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現を目指して、障害者保健医療福祉の向上に努めて参りたいと考えておりますので、精神保健福祉協会会員の皆様をはじめ、関係者の方々にご理解とご協力ををお願いいたします。

寄 稿

「職場のメンタルヘルス ～その動向と今後の在り方について～」

群馬大学健康支援総合センター 副センター長 教授 竹内 一夫



私は現在、群馬大学の健康支援総合センター（いわゆる保健管理センター）に精神科医として勤務しており、学生や教職員のメンタルヘルス相談を中心に仕事をしております。その一方で、かれこれ二十年近くにわたって群馬産業保健総合支援センターの相談員として、また、いくつかの企業の非常勤産業医として職場のメンタルヘルス問題に関わってきました。現在群馬地方労働審議会委員も拝命しており、労働環境中の精神保健問題について新しい情報を得られる立場もあります。

そこで本日は、全国および群馬県内の産業メンタルヘルスの現状と動向についてご紹介させていただき、最新情報を含めて今後の在り方についてご提示させていただこうと思います。

まず、産業メンタルヘルス（職場のメンタルヘルス）の最新の動向についてですが、平成26年12月に労働安全衛生法が改正されました。その中でも労働者のメンタルヘルスチェックを事業主に義務付けた点が、いま話題になっています。俗に「メンタルチェック法」と呼ばれていたこの改正法は、従来の（身体面の）健康診断の在り方と異なり、二次予防（その人が病気であるかどうか判定して、支援する）よりも一次予防（未然に病気となることを防ぐ）を主体とし、実施者と呼ばれる医師・保健師等がチェックを実施・結果保存することによって、事業主が直接結果を知ることのないように設計されています。これは労働者を不利益から守るためにやり方ですが、過程がやや複雑なため実施にあたっては若干の混乱が予想されています。今後、厚生労働省およびその関連団体から十分な情報を得ながら、労使双方にとってよい方向に進むよ

うに制度を利用する必要がありそうです。

こうした職場メンタルヘルス体制の強化を目指す行政の姿勢の背景には、産業界がしばらく前から喫緊の課題として直面している自殺防止の問題があります。わが国においては1997-98年にかけて当時の金融不安を背景に自殺者の急激な増加（3万人突破）が生じ、その中核が働き盛りの中高年男性であったことから大きな社会問題となりました。その後、官民一体となった職場メンタルヘルス対策が順次進められて来ましたが、いよいよ今回、事業所に対して法的強制力のある労働安全衛生法改正に至った、という経緯があります。

群馬県内の労働者のメンタルヘルスの動向については、過去に群馬産業保健推進センター（現・群馬産業保健支援総合センター）の調査研究として、NIOSH（米国労働安全研究所）の仕事ストレスモデルに基づく疫学調査が実施されてきました。1998年（金融不安直後）、2008年（リーマンショック直後）、2011年（大震災、円高直後）に実施された調査から、男性労働者（60歳未満）に関してデータを経時的に比較したところ、中高年齢層の自覚的健康度が低下し、うつ状態出現率が急増しており、その背景には裁量度の急速な悪化があることがわかりました。

一方、離職念慮は若い世代で顕著であることから、年代ごとに主眼を変えたサポート（例えば、中高年男性労働者に対しては裁量度を回復させる試み、若年男性労働者に対しては離職させないための地域連携プロジェクト、など）が必要であることが示唆されました。

また、女性労働者についてもほぼ同じ内容の調査を1999年と2012年に実施していますが、男性同様

に中高年において裁量度の低下が著しく、また職場からの社会的支援も頭打ちであるため、今後この世代のメンタルヘルスの悪化が予想されています。また、女性に特有の所見として、30才台において、量的負担感が強く、キャリアへの不安も高く、仕事と家庭との葛藤に悩みやすく、しかも上司や同僚からの支援が相対的には得にくい点が目立っていました。早急にこの年代への企業内、あるいは公的機関からのサポートを物理的に増加させる必要があることが示唆されました。

このように労働者のメンタルヘルスの問題は、社会的な環境やライフスタイルの影響を受けやすいことか

ら、単に職場単位での対策を考えるだけではなく、地域や家庭のメンタルヘルス問題を扱う団体や機関と連携していくことが必須です。

そのためには、精神保健福祉協会の会員の皆様に職場メンタルヘルス問題に関心を持っていただく一方で、是非、産業現場の保健・医療職の方々にも精神保健福祉協会の活動に関わっていただき、双方向の情報交換と支援のやりとりが実現することが重要だと思います。これら各団体や機関の皆様の交流が今まで以上に活発になることを、メンタルヘルス問題に関わるもの一人として切に祈っております。

「精神科医が学校教育現場にお手伝いできること」

群馬大学医学部附属病院精神科神経科 助教 藤平 和吉



子どもたちの「こころの健康」をテーマに学校教育現場の先生方や臨床心理士さん、地域の保健師さんらと活動させていただくようになって10年が経過します。群馬県北部での実践活動「利根沼田こころの健康ネットワーク」がきっかけですが、この活動からは「精神科医が学校教育現場にどのようなお手伝いができるのか」について、様々な示唆をいただきました。

多職種連携の意義のひとつは「ものの見方が広がり、深まり、変わること」だと感じています。私が医師になる以前に身を置いていた頃の学校教育現場では、子どもたちの不適応行動は努力不足や怠学といった“道徳的かつ教条的視点”で一括りにされていた觀がありました。そんな学校文化の中に、ネットワーク活動を通じて“生物学的背景が推定される脳の機能変化”、すなわち「発達障害」という新しい視点を提示してみたところ、学校の先生方の対応に少しずつ変化が見られるようになりました。「あの子の対応が難しく感じたのは、脳の働きの変化があったからですね。彼の努力不足だけではないと思うと、受け入れようという気持ちが湧いてきます」とはある小学校の先生の言葉です。さらにこのような理解が深まることで、「正常心理としての思春期心性」といった学校が本来担い得る機能も深まります。「正常な心理反応と解れば、後は学校で何とか対応してみます」とはある中学校教諭の言葉です。

学校－医療連携の構築の際には、医療者側が「病院で待っているだけ」ではあまり上手くいかないよう

す。医療者自らが胸襟を開き、学校へ足を運び、相手の土俵で率直に意見交換を行うことが必要です。何となれば、病院の敷居は我々医療者がイメージするより、ずっとずっと高いからです。そうはいっても忙しい日常臨床、「そんな暇はない！」といった同僚の声が聴こえてきそうです。けれども、相手のフィールドへ出向くことが、結果として我々自身の業務負担を軽減する側面もあるようです。県北部の子どもの受療構造について、前述のネットワーク活動の開始前後で比較しましたものがあります（藤平、2010）。受療総数は思いのほか増加しませんでしたが、その内訳（疾患構造）には大きな変化が見られました。生物学的背景が強く医療必要度の高いケースが大幅に増加していました。つまり、医療外での活動を強化した結果、医療必要度の高いケースが厳選されて医療機関に受診する傾向が強まり、結果的に乏しい医療資源の有効活用に結びついたのです。

さらに言えば、医療者側が学校へ出向く行為は、学校と医療双方の不可侵な感覚を和らげ、学校関係者が医療資源を積極的に活用して下さることにつながります。あるケースでは校内の職員会議へ当方を招き入れて下さり、教職員全員で対応を協議したこともありました。教職員や保護者向けの研修会の機会を積極的に作っていただけるようになると、医学的な話題を予防的かつ啓蒙的にお伝えすることも可能です。子どもたちへ直接授業をする機会を与えていただいた際には、学校の先生とタッグを組んで指導案（授業計画）を作

成し、こころや脳といった題材を、子どもたちの発達段階や学校の実情に合わせて提示していくことができます。さらには公的なシステムとして行われている市町村の特別支援委員会（旧就学指導委員会）では、会議での議論自体を学校と医療双方にとっての“学習の場”にすることが可能です。

私見になりますが、「学校教育現場における精神医療へのニーズは何か」と問われれば、「発達障害は重要なテーマだが、期待はどうもこれだけではなさそうである」ということになります。こころの健康とはどういうことなのか、こころの問題をいかに教育していくべきよいか……等々。学校は、これらの諸課題と一緒に考えていくける“パートナー”を欲しておられるの

ではないか、というのが率直な感想です。我々精神科医が「医療にしかできないこと」に責任を持つのは当然ですが、その一方で、社会資源としての医師の役割を意識するならば、「医療の中だけにとどまっているのは勿体ない」とも思うのです。ホームだけでなくアウェイでの活動を、我々精神科医は今まで以上に意識していく必要があるのかもしれません。

子どもたちにとって最も身近な存在の一人である学校の先生方との連携を模索する行為は、子どもたちの「支援者を支援する」という視点で、私たち精神科医にできる現実的な活動のひとつだと感じています。これからも「社会に役立つ精神科」を目指して、精進していきたいと思います。

団体会員からの近況報告



NPO法人エイチ・ツー・オー ワークプラザ虹

所長 五十嵐 秀子

サービス管理責任者 高見澤 陽子

ワークプラザ虹は、平成25年10月1日に開所した就労継続支援B型の施設です。

障害を抱えた方お一人おひとりが目標に向かって楽しく実りある日々を過ごせるように利用者の皆さんの個性に合わせた作業を提供しています。

作業内容は、自分に自信を持ちできることを強みにしていただきたいという思いから、室内作業から室外作業まで多種多様に用意しています。

室内作業は、前橋市のゆるキャラ「ころとん」をモチーフにした「ころとんだるま」や手芸等の自主製品の製作の他、数社の企業様より請け負った内職作業があり、室外作業では、定期的に行う清掃や除草作業、廃品回収の他、タイヤ交換や障子貼り、網戸の修理、落ち葉掃き、庭の手入れ等、季節に合わせて飛び込んでくる様々な請負作業に対応し、地域の皆様に喜ばれております。

昨年の夏は家庭菜園に挑戦し、11月には市内に畑を借りる事ができました。今は玉ねぎを植えていますが、今後は季節に合った野菜作りに挑戦し、畠作業の幅を広げていきたいと思っています。

ご本人がどの作業に入るかは、毎日9:30から行われる朝礼でそれぞれの体調や気分に合わせて選択し

ていただき、一日のスケジュールを確認して決めています。

昼休みの他に11:00と14:00に休憩時間を設けてありますが、疲れや体調の変化があった時は時間に関係なく休憩室で休んでいただき、無理なく一日を過ごせるよう相談支援も随時行っております。

利用者の皆様の楽しみのひとつとなっているのが厨房で作る昼食です。250円で食べられ、ボリュームがありおいしいと評判ですが、ご本人と相談し、好みや病状に合わせた配慮を行っています。

一日の終わりにはコーヒータイムがあり、15:30までお茶菓子と好みのドリンクで和気あいあいと過ごし、職員と共に一日の疲れを癒やします。

また、社会適応訓練の一環として季節ごとに花見やクリスマス会、餅つきなどの行事を取り入れ利用者同士の交流を図っていますが、特に皆さんの「学びたい」という気持ちを大切にして、講習会や研修会への積極的な参加を呼びかけ、希望があれば職員と一緒に各学習会へ参加していただいております。

昨年はピアソーター講習会に3名が参加終了し、ピアによる自治会「虹の会」が発足しました。虹の会では、ワークプラザ虹がより利用しやすい場所となる

ため、定例会を設け、利用者だけによる意見交換や話し合いを行っております。

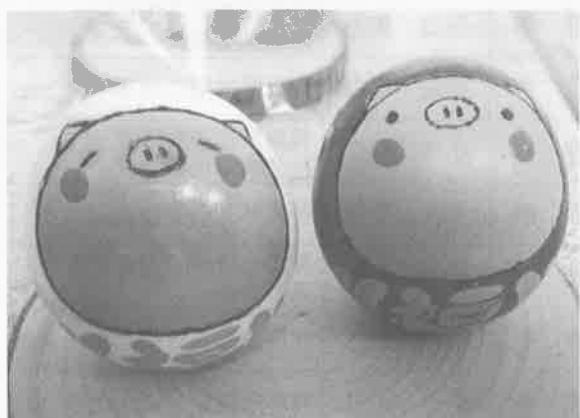
そこから抽出された意見や要望は、スタッフでは気づけないことも多くあり、日中活動の組み立てや行事に役立ったり、利用者同士の助け合いや作業の自主的な取り組みのきっかけにもなっています。

一般就労を目指す方から福祉的就労を続けたい方まで、どの方にも共感していただきたいのが「ワークプラザ虹に来たら楽しい。元気が出た。ほっとした。」

という気持ちの変化です。

やっと二年目に向けて歩き出したばかりの若輩の事業所ですが、これからも利用者の皆様にとってワークプラザ虹がより良い居場所になり、第二の人生のスタートの後押しができますよう、スタッフ一同努力していきたいと思います。

今後とも、会員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。



ころとんだるま

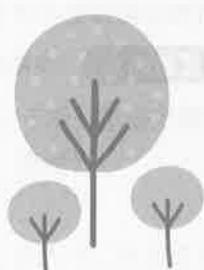


請負い・庭そうじ

団体会員のご紹介

掲載のご了解をいただいた団体会員様のお名前をご紹介いたします。（五十音順・敬称略）

- ・一般財団法人 資生会研究所 大島病院
- ・医療法人 岸会 岸病院
- ・医療法人 中沢会 上毛病院
- ・群馬県精神障害者家族会連合会（群馬つつじ会）
- ・群馬県精神保健福祉士会
- ・群馬県精神保健福祉ボランティアの会東風の会
- ・公益社団法人 日本てんかん協会群馬県支部
- ・社会福祉法人 アルカディア
- ・社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
- ・精神保健福祉ボランティアグループ「かんらんしゃ」
- ・精神保健福祉ボランティアこぶしの会
- ・館林邑楽精神障がい者家族会（たけのこ会）
- ・特定非営利活動法人 エイチ・ツー・オー
- ・特定非営利活動法人 こころの応援団
- ・特定非営利活動法人 ぱれぼれ
- ・中泉メンタルクリニック・リワークデイケアぐんま
- ・日本精神科病院協会群馬県支部
- ・訪問看護ステーションあさひの家
- ・前橋精神障がい者家族会



事業報告

1 定期総会

日 時 平成26年5月29日(木) 午後1時
会 場 群馬県勤労福祉センター

来賓祝辞 群馬県健康福祉部障害政策課課長
根岸信宏 氏 (代理 精神保健室室長)

議 事

- ・平成25年度の事業報告及び会計決算について
- ・平成26年度の事業計画及び会計予算について
- ・役員の改選及び新役員について
(以上議案のとおり可決されました)



新役員の紹介

役 職	氏 名	摘 要
会 長	福田 正人	群馬大学大学院医学系 研究科神経精神医学教授
副会長	武田 滋利	日本精神科病院協会 群馬県支部長
常任理事	浅見 隆康	群馬県こころの健康センター 所長
理 事	新島 康夫	日本精神科看護協会 群馬県支部長
理 事	西松 輝高	群馬県医師会理事
理 事	小暮 明彦	群馬県精神障害者 社会復帰協議会長
理 事	下城 茂雄	群馬県社会福祉協議会長
理 事	櫻井 由治	群馬県精神障害者家族会 連合会長
理 事	横澤 岳志	群馬県精神保健福祉士会長
理 事	横田 正夫	群馬県臨床心理士会長
理 事	半田 文穂	群馬県精神神経科診療所 協会会長
監 事	采女 英幸	弁護士
監 事	津田早百合	群馬県健康福祉部 障害政策課精神保健室長

2 表彰式

日時・会場 定期総会にて開催

受賞者

[会長表彰]

三國 雅彦 様

精神保健福祉ボランティアグループかんらんしゃ 様
桐生地域精神障害者家族会わたらせ虹の会 様

[特別功労表彰]

荒木 淳子 様

菅村 好基 様

千明 智子 様

宮川 真澄 様

横田キミエ 様

精神保健福祉ボランティアグループめぶきの会 様

受賞者の声 (受賞者の方々の「声」をご紹介いたします。)

精神保健福祉ボランティアグループかんらんしゃ 様

(会長 矢嶋 みつ江 様)

「仲間と共に」

去る五月二十九日には栄誉ある表彰を戴き光栄に思

っております。ありがとうございます。私達かんらんしゃの活動も今年で13年となります。先輩達が長きに渡り活動を続けてこられたこのグループの重さのようなものを実感しております。私もかんらんしゃに入会したばかりはまったく精神とは無縁でした。とてもとまどいを感じておりました。するとメンバーさんは私以上にとまどっている事に気付かされました。メンバーさんは心が繊細で優しい人達が多いと思います。そんな時、やはり仲間が背中を押してくれました。月二回のサロンでは焼きソバやうどん打や時には外に出て桜を見たり温泉に行ったり、年一回の地域交流バーベキュー大会、クリスマス会等の地域に密着した活動を続け楽しい時間を過ごさせていただいております。まずサロンでのエピソードですが、メンバーさんの一人はお好み焼きの粉を作るのがとても上手、皆に教えています。またもう一人は焼くのがとても上手な人、等々。又、最初は包丁を使うことが全くできなかつた人が、仲間の人達のささえで、今では率先してキャベツ等を切ってくれるようになりました。そんなメン

バーさんの姿や笑顔に私達も自然に笑顔になります。私達の活動は地味な物ですが、時々大学から実習生が見えます。そんな時はいつものサロンよりもはなやいで明るいサロンになります。実習生が帰る時に、私達のような活動をしている人がいる事を時々思い出して下さい、と挨拶をさせていただいている。

最後に、私達のキャッチフレーズを紹介します。

メンバーさんが地域でごく自然にごく当たり前に生活ができるように、をモットーに、仲間と一緒にこれからも活動を続け、メンバーさん一人一人によりそつていきたいと思っています。

桐生地域精神障害者家族会わたらせ虹の会 様

(会長 柿沼 文子 様)

「高齢化する家族会の今」

この度の受賞を受け、日頃よりご理解とご協力をいただきております事に感謝申し上げます。

私達の「わたらせ虹の会」は心の病を持つ子供の昼間の居場所がほしいとの親達の想いで、平成七年に桐生地域に誕生いたしました家族会です。様々な方との出会いで、桐生地域に三ヶ所の作業所を起ち上げる事が出来ました事は関係方々のご支援、ご協力のお蔭と感謝いたしております。又、「作業所支援」や「家族会活動」を通して研修会、勉強会等で、病への理解や福祉制度への知識が得られました事は大変有意義な事だったと感じております。

設立から十九年目になりました「家族会」も高齢化いたしまして、今36名ほどの会員で平均年齢70歳です。例会では、親なき後の地域でどのように社会資源を利用して生活していくかの話題が多くなりました。そのような場に出席できずに家に抱え込んでおられる家族の方々、「偏見や情報不足」等で、沢山いらっしゃる事と思います。先日、親の訪問看護に訪れたヘルパーさんが家に引きこもっておりました当事者に地域活動支援センターを紹介されて、通所に至りました。将来を心配しておりました姉さんも安心したようです。このように情報不足の人達の思いもふくめて高齢化した家族への支援や、心の病への理解と「精神保健福祉」の充実を願って、「家族会活動」を関係方々のご支援を頂きながら行って参りたいと思います。

荒木 淳子 様

「今、想うこと」

この度は貴重なる表彰をしていただきありがとうございました。

私が保健師になったのは、地域の人達が健康で安心して生活ができるよう支える職種として選択しました。

生まれ育ったのは新潟で、看護職として多くの学びを受けたのは群馬です。県に就職し先輩、同僚、後輩の人達から多くを学びご指導をいただき、更に地域の方々とのつながりを大切に勤務しました。保健所では家庭訪問を行い、家庭生活の支援など行いました。この経験を基盤に行政でも働かせていただき長年勤務することができました。

近年社会情勢が変化していく中で、成人だけでなく小児も含めた在宅医療を進めることが重要となっていける中、ますます看護職に対する期待感は高まっています。精神保健に関しても社会復帰支援を進めるため、保健師はこれからも家庭訪問を重要な活動として充実させるとともに地域の方々との連携を大切にし、継続していただきたいと思います。

「生老病死」は誰でも向き合い、受け入れなければならぬが、「つらい」と最近は強く思っています。

今回受賞の栄に浴して多くの皆様に感謝の言葉を申し上げます。「群馬で育てられた保健師」です。ありがとうございました。

菅村 好基 様

実は学校卒業後、同一企業で定年退職するまでサラリーマンとして生活していました。振り返れば大部分は企業戦士としてで、後は少しが家族のこと、そして残る僅かが趣味に費やす時間だったような気がしています。縦型社会にどっぷり漬かり、生産性、効率、能率、戦略などなど、それに馴染めるか馴染めないかで色分けされる社会でした。それが良いとか悪いとかの評価をするつもりはありません。

さて、定年退職する日がきました。明日から会社へ行かなくとも良いという気持ちと、これからサンデー毎日をどう過ごすかという不安が交差したものです。時間が経過していく中で、頼まれ役をしていたのですが、研修会で精神保健福祉ボランティア「たんぽぽの会」の中村さんと偶然お会いできたことが、私の背中を押されたことになったのだと思います。今までに経験したことの無い世界、そして仲間がいることを知りました。それは穏やかで優しく温かみがあり、まさしく残る時間の「遺り甲斐」を見つけた感がありました。

去る5月29日に特別功労表彰をして戴き、誠に身に余る光栄と思っています。ありがとうございました。

宮川 真澄 様

「仲間と共に歩み続けて」

昨年、精神保健福祉ボランティアグループれんがの会で団体受賞、今回第14回の全国大会が群馬県で開

催される1か月前に特別功労表彰という有難い受賞で感激しています。会員に支えられての今日なのに祝宴の催しを受け、身に余る幸せに感謝しています。今年80才になる我が人生は好きな音楽を核に歌うこと、楽器を演奏することで自身のこころの健康を保つための積み重ねであったと云えます。自宅を開放してのコーラス活動40年、休祭日には家族ぐるみで施設慰問など、NHKのラジオ「村の広場」で放送、群馬テレビ「群馬に生きる」で放映された思い出もあります。満州生れの引揚げ体験もあり、定時制高校卒業のエネルギーは、双生児出産後1年目に通信教育で保母資格取得、「転んでもまだ起きないね」と云われた事、その後、子宮癌、狭心症、心筋梗塞を体験、皆が仲良く健康で笑顔の日々が送れるよう努力し続けてきました。ゲートキーパーの勉強、傾聴（お話し相手）ボランティア活動など、転倒しないよう気をつけて動きます。

この世で一番大切な大事業は「命の誕生」であることを念頭に、これからは、親からいただいた大切な命に感謝しながら光輝高齢者でありたいと思います。

精神保健福祉ボランティアグループめぶきの会 様
(会長 中山 昭子 様)

「受賞は会員一同の誇り」

平成26年度県精神保健福祉協会からの受賞を、私達「めぶきの会」の会員一同大変誇りに思っています。「めぶきの会」は平成17年4月に発足し、10年経

ちました。活動の場を地域活動支援センター「ふれあい」において、毎月延べ人数20人程が活動しています。支援の内容は、当事者と一緒に料理作り。作業の手伝い。作業者に提供する昼食用の味噌汁作り。家族会の人達と共に小物作り。出来上がった小物作品は年に数回、イベント会場で販売しています。

その他、当事者と一緒に年2回のハイキング、秋にはバーベキューで、当事者や家族会の皆さんと積極的に触れ合いながら料理を楽しんでいます。

「めぶきの会」としては毎月の定例会を、会員同士のふれあいの場と考え、スケジュール調整の後は、全員の一言発言コーナーを設けています。身近なほんわかとした内容にお互いの人間性に触れる事ができるので、時間がなくて活動に参加できない人も、定例会だけはと駆けつけてくれ、「ここに来るとほっとする」という声もあります。時には食事会もするのでさらに親密さが増しています。

昨年末、養成講座を経て13名の方が新加入して下さい、現会員20名を合わせ33名の陣容になりました。さらなる活動の場を広げられればと願っています。

最後に、ボランティア活動の中で見つけた言葉を紹介します。「他人のために明かりを灯せば自分の前も明るくなる」。夜道、他人に親切に明かりを灯してあげれば自分の前も明るくなる、と解釈しています。私自身他人に対する目線が優しくなれたように思います。今回の受賞を励みにさらに貢献をしていきたいと思っています。有難うございました。

3 講演会

日時・会場 定期総会後開催 午後2時

〔講演会〕

演題 「心も体も健康な社会のために精神保健福祉協会ができること」

講師 群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学教授

群馬県精神保健福祉協会会长

福田 正人 先生



〔意見交換会〕

提言者

群馬県精神障害者社会復帰協議会

会長 小暮 明彦 氏



群馬県精神障害者家族会連合会

会長 櫻井 由治 氏



群馬県こころの健康センター

所長 浅見 隆康 氏



4 第14回全国障害者スポーツ大会「長崎がんばらんば大会」バレー ボール競技(精神障害部門)関東ブロック地区予選会

日 時 平成26年5月31日(土)
会 場 山梨県「緑が丘スポーツ公園体育館」

本県代表 「やまももA」チーム
(群馬病院デイケアやまもも)
※昨年の県大会優勝チーム
結 果 健闘するも初戦敗退でした

5 第31回県民スポーツ祭群馬県障害者スポーツ大会2014「群馬県心の輝きスポーツ大会」(バレー ボール競技)

日 時 平成26年7月31日(木) 午前10時
会 場 群馬県総合スポーツセンター
ALSOXぐんまアリーナ

結 果

優 勝: GHやまもも
(群馬病院デイケアやまもも)

準優勝: DKやまもも
(群馬病院デイケアやまもも)

第3位: Ast
(つつじメンタルホスピタルデイケア)

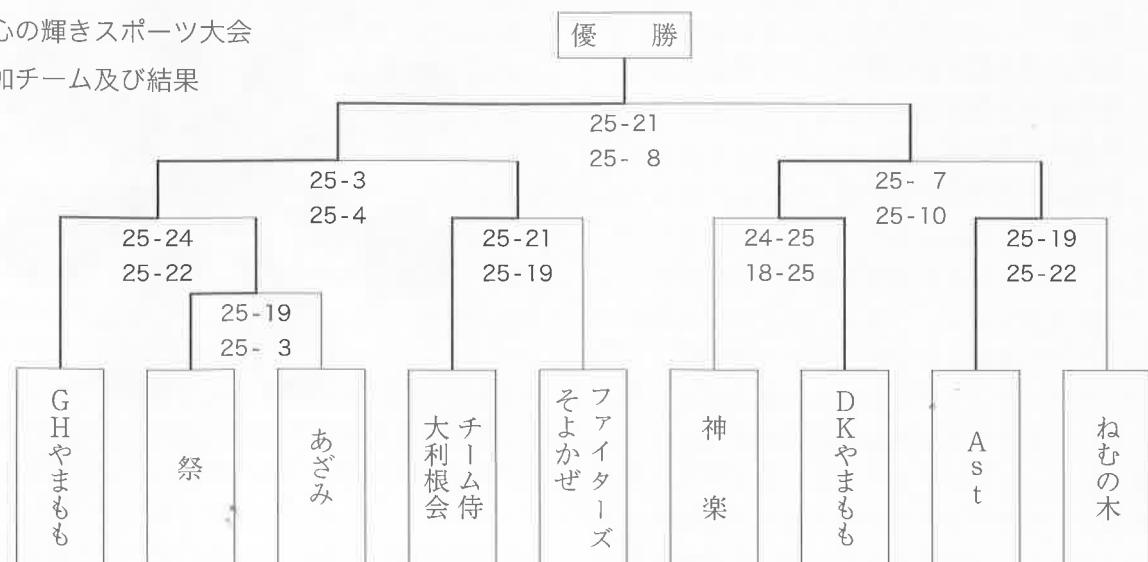
大利根会チーム侍
(医・財) 大利根会

感謝 協力団体等
〔審 判〕(主審・副審、準備等)
• 群馬県ソフトバレー ボール連盟
〔ボランティア〕(ラインズマン・記録員・受付、準備等)
• 団体 かがやきの会
かんらんしゃ
こぶしの会
そよ風
たんぽぽの会
ほほえみの会
めぶきの会
やよい会
東京福祉大学
• 個人 1名



群馬県心の輝きスポーツ大会

参加チーム及び結果



6 こころのふれあい・バザー展

日 時 平成26年9月6日（土） 午前10時
会 場 群馬県庁（県民ホール・会議室）

内 容

かつて別々に開催されていた「群馬県精神科病院在院者作品バザー展」と「こころのふれあいフェスティバル」が一緒になったもので、当事者・家族、保健医療福祉の関係者と市民が一堂に会して「こころの健康」をめぐって交流しあうことを目的としています。

当協会は、主に（旧）こころのふれあいフェスティバル関係の運営に関わっています。

〔県民ホール〕

- 精神保健福祉関係の様々な団体が日頃の活動を紹介し、手作りの品々（菓子類・農作物・手芸品・工芸品など）を展示・販売しました。
- 当事者と気軽に交流できる場として、「ふれあい広場」を設けました。ボランティアグループによる喫茶コーナーがあり、作業療法士会による作業体験（うちわ作り）などが行われました。
- ステージでは、当事者グループによる発表、群馬大学医学部フローオーケストラや民間ウクレレ奏者によるミニコンサートなどが開催されました。

〔会議室〕

- 当事者や家族によるピア相談が行われました。

主 催 群馬県

群馬県社会福祉協議会

日本精神科病院協会群馬県支部

日本精神科看護協会群馬県支部

群馬メンタルヘルスネットワーク

群馬大学

群馬大学大学院神経精神医学分野

群馬県精神保健福祉士会

群馬県作業療法士会

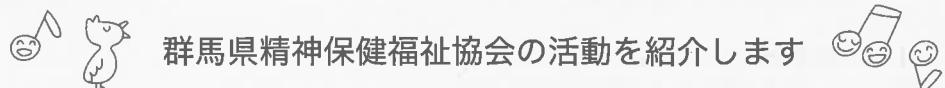
群馬県精神保健福祉協会



事務局インフォメーション

群馬県精神保健福祉協会のご案内

群馬県精神保健福祉協会は、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に設立されました。会員の皆様のご協力により、活動しています。



○ 群馬県心の輝きスポーツ大会

精神障害を有する方々が、ソフトバレー・ボール競技を行います。

○ こころのふれあい・バザー展

精神保健福祉にかかわる様々な団体が、日頃の活動を紹介し、手作りの品々を展示販売します。

○ 講演会

精神保健福祉への理解を深めるため、講演会を開催しています。

○ 群馬県精神保健福祉協会表彰

精神保健福祉への貢献に対して、個人や団体を表彰します。

○ 定期総会

協会の運営等について、会員の皆様に協議していただきます。

○ 理事会

協会の運営等について、役員が協議します。

○ 群馬県精神保健福祉協会だより

広報紙を発行し、協会の活動をお知らせするとともに、精神保健福祉に関する情報をお伝えします。

会員数 H27.2.28現在

個人会員 258

団体会員 51





会員を募集しています



協会の活動は、会員の皆様の会費に支えられています。
入会をお待ちしています。



会員の種類

- ・個人会員：個人で入会の場合
- ・団体会員：施設・団体等で入会の場合

会 費

- 1口 1,000円 入会金は不要
・個人会員：年1口以上(1,000円以上)
・団体会員：年3口以上(3,000円以上)

入会を希望される方へ

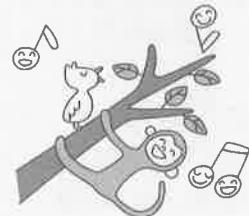
- ・下記「入会申込書」を、郵便又はFAXにて事務局まで送付ください。
- ・入会手続き終了後、会則、会費振込用紙、広報紙を送付いたします。

事務局 〒379-2166

前橋市野中町368 群馬県こころの健康センター内

TEL 027-263-1166

FAX 027-261-9912



入会申込書

群馬県精神保健福祉協会への入会を申し込みます。

平成 年 月 日

群馬県精神保健福祉協会会長 様

個人会員申込み

氏 名 (ふりがな)	(ふりがな)		
職 業			
住 所	〒		
電話番号/FAX番号	電話	- - - / FAX	- - -

団体会員申込み

団 体 名 (ふりがな)	(ふりがな)		
代表者名 (ふりがな)	(ふりがな)		
住 所	〒		
電話番号/FAX番号	電話	- - - / FAX	- - -